

令和6年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりましたので、
この「申告の手引き」に基づいて申告書を作成のうえ、ご提出をお願いします。

提出期限

令和6年1月31日（水）

- ◇ 申告期限が近づきますと窓口の混雑が予想されますので、1月19日（金）までの提出にご協力をお願いします。電子申告（eLTAX）又は郵送でも提出ができます。
- ◇ **提出先は、「千葉市東部市税事務所 法人課 償却資産班」**です。
受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）
- ◇ 郵送の場合、裏表紙下部の提出先を切り取って宛名としてご利用ください。

目次

I 償却資産とは			
1 償却資産とは	1 頁	1 非課税となる償却資産	9 頁
2 償却資産の種類と主な内容	2 〃	2 課税標準の特例の適用	9 〃
3 業種別の主な償却資産	3 〃	V 電子申告（eLTAX）について	
4 家屋と償却資産の区分	3 〃	1 電子申告（eLTAX）	10 〃
【家屋と償却資産の区分表】	4 〃	2 電子申告における申告区分	10 〃
5 テナントの方が取り付けた内装等	5 〃	VI 記載例	
6 国税の取扱いとの主な違い	5 〃	1 償却資産申告書	11 〃
II 償却資産の申告について		2 種類別明細書（増加・全資産用）	13 〃
1 申告していただく方	6 〃	3 種類別明細書（減少資産用）	15 〃
2 提出する書類	6 〃	VII 償却資産の評価について	
3 電算処理方式により申告をされる方	7 〃	1 評価額の算出方法	17 〃
4 提出期限	8 〃	2 課税標準	17 〃
5 提出先及び問い合わせ先	8 〃	3 税額の算出方法	17 〃
III 資産の不申告等について		4 納期	17 〃
1 不申告、虚偽の申告をした場合	8 〃	《参考》 減価率及び減価残存率表	18 〃
2 調査協力をお願い	8 〃	千葉市ホームページでも情報を提供していますので、ご利用ください。	
IV 非課税、課税標準の特例等			

I 償却資産とは

1 償却資産とは

固定資産税の課税客体には土地、家屋及び償却資産がありますが、**償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産**で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(1) 申告が必要な資産

毎年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。

なお、「事業の用に供することができる」とは、現在事業の用に供しているものもとより、事業として貸し付ける場合や事業の用に供することができる状態にある場合を含みます。

- ① 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（家屋で評価する資産を除きます）
- ② 遊休、未稼働の資産（維持補修が行われている資産に限ります）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの）
- ⑤ 償却済資産（減価償却が終了し備忘価額となっている資産）
- ⑥ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として本体とは区分してください）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は特別償却（即時償却）をしている資産
 - ・ 中小企業者等の少額資産（30万円未満）の損金算入の特例適用資産
 - ・ 特定経営力向上設備等に係る特別償却適用資産 等

(2) 申告の必要がない資産

- ① 自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の課税対象となる車両
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権（のれん）、商標権、特許権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ④ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用、興行用の生物は申告の対象です）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等（古美術品、1点百万円以上のもの等）
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（法人で、固定資産に計上した場合は申告対象です）
[法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条]
- ⑧ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
[法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項]
- ⑨ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

(3) 償却方法による申告対象の判断と少額の減価償却資産の取扱い

申告対象
申告対象外

取得価額		償却方法		
30万円以上		個別減価償却		
少額の減価償却資産	30万円未満	中小企業者等の少額特例（30万円未満） ※3		
	20万円未満	※2	3年一括償却 ※3	
	10万円未満	必要経費、損金算入 ※3		※1

※1 個人の方が、平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、すべて必要経費になるため、個人の方の場合は、申告対象外です。

※2 資産の取得価額が20万円未満であっても、中小企業者等の少額資産の損金算入の特例制度を適用した場合は、申告対象になります。

※3 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

2 償却資産の種類と主な内容

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物	舗装路面、広告塔、独立煙突、門・塀・緑化施設・庭園等の外構工事等、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、屋外設備工事 賃借人（テナント）等が施工した内装・造作、建築設備等 ◇ 詳しくは、4ページの「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。
第2種	機 械 及 び 装 置	機械式駐車設備、工作機器、印刷機械、土木建設機械、ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械（ナンバープレートを取得の場合、分類番号が「0」で始まる建設車両）、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械及び装置等
第3種	船 舶	貨物船、油槽船、はしけ、ボート、漁船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「9」、「90 から 99 及び 900 から 999」の車両）等 ※自動車税、軽自動車税の対象となる自動車を除きます。 ※詳しくは、千葉市ホームページでご確認ください。 <div style="text-align: right;"> 千葉市 償却資産 車両 検索 </div>
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、プリンター、コピー機、陳列ケース、看板、ネオンサイン、医療機器、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機、測定工具、検査工具等

3 業種別の主な償却資産 ()内の数字は、その業種における償却資産の耐用年数です。

業 種	申告対象となる主な償却資産の例示
各業種共通	受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、電気引込(15)、 屋外のガス・上下水道の埋設管(15)、看板(10又は20)、 LAN配線(10又は18)、パソコン(4)、プリンター(5)、 コピー機(5)、ルームエアコン(6)、レジスター(5)、テレビ(5)
事 務 所	サーバー(5)、タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、 応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)
飲食店・喫茶店	食卓(5)、椅子(5)、厨房設備(5)、カラオケ機器(5)、 冷蔵庫(6)、冷凍庫(6)
理容業・美容業	理容・美容いす(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、 サインポール(3)、湯沸かし器(6)
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、 ビニール包装設備(13)、給排水設備(15)
小 売 店	陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、冷蔵ストッカー（電気式以外）(4)、 自動販売機(5)
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、冷蔵庫(6)、電子秤(5)、 陳列ケース(6又は8)
自動車整備業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)
金属加工業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、 測定工具(5)、検査工具(5)
医院・歯科医院	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、 消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)
不動産貸付業 (駐車場業)	立体駐車装置のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、 コンクリート造の塀(15)、周囲のフェンス(10)、側溝(15)、外灯(10)、 植栽・花壇(20)、物置(10)

※ 詳細については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

4 家屋と償却資産の区分（建築設備）

家屋の所有者が所有する建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等）は、本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備であり、家屋として評価します。ただし、次のものは、家屋の評価対象ではないため、償却資産として取り扱います。

（１）家屋と建築設備等の所有者が同じ場合

- ① 独立した機械及び装置としての性格が強いもの（例：受変電設備、ルームエアコン等）
- ② 家屋と構造上一体となっていないもの（屋外電気配線、屋外ガス及び給排水配管設備等）
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの
（例：工場の動力源である電気設備等、ホテル等における厨房設備、洗濯設備等）

（２）家屋と建築設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方が取り付けした家屋の附帯設備は償却資産として取り扱います。

詳しくは、4ページの「家屋と償却資産の区分表」及び5ページの「5 賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作・建築設備等の資産」を参照してください。

【家屋と償却資産の区分表】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備 ^{※1}		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎		◎
			配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備		設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
			配管・配線等	○			◎
	インターホン設備		集合玄関機 ^{※2} 、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ (ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ		◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備		設備一式	○			◎	
火災報知設備		設備一式	○			◎	
給排水 衛生ガス 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 ^{※1}		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 ^{※1}		◎		◎	
屋内の配管等		○			◎		
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型、特定の生産又は業務用設備 ^{※1})		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備		特定の生産又は業務用設備 ^{※1}		◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
その他の 設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎	
その他の設備		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板等、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場(ターンテーブルを含む)、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設、舗装路面等)		◎		◎	

※1 特定の生産又は業務用設備とは、特定の生産活動を行うために必要な動力配線・配管・給排水設備・照明設備等をいいます。

例：工場内の製造機械を動かすための動力配線やコンセント、熱処理用のボイラー設備、工場用の水道配管等

※2 平成26年1月1日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と設備の所有関係に関わらず償却資産の対象になります。

5 賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作・建築設備等の資産

賃貸ビルなどを借り受けて事業を行われている方（テナントの方）が、自らの事業の用に供するために取り付けた内装、造作、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等を「特定附帯設備」といい、償却資産として取り付けた方（テナントの方）の所有とみなします。

特定附帯設備については、テナントの方が償却資産として申告してください。

（地方税法第 343 条第 10 項、千葉市市税条例第 18 条の 6 第 6 項）

なお、家屋と償却資産の区分については 4 ページの「家屋と償却資産の区分表」をご参照ください。

6 国税の取扱いとの主な違い

税目 項目	固定資産税 (償却資産)	国 税 (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	法人は事業年度、個人は暦年
減価償却の方法	旧定率法に依る減価率	定率法・定額法等から選択 (建物、構築物、附属設備は定額法)
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度 (残存価額)	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（1 円） 即時償却の場合は 0 円
増加償却	認められます ※1	認められます
耐用年数の短縮	認められます ※1	認められます
圧縮記帳	認められません ※2	認められます (法人税法、租税特別措置法)
特別償却・割増償却	認められません ※3	認められます (租税特別措置法)
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	課税対象になります ※4	必要な経費又は損金に算入 (租税特別措置法)

※1 **耐用年数の短縮又は増加償却**を適用した資産がある場合には、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し又は税務署長への届出書の写しを償却資産申告書に添付して提出してください。

※2 **圧縮記帳**については固定資産税では認められておりません。

圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価額をご記入ください。

※3 **特別償却及び割増償却**については固定資産税では認められておりません。

租税特別措置法に規定する特別償却を適用して取得価額の全額を即時償却（帳簿価額 0 円）した場合においても、固定資産税（償却資産）では特別償却の規定がないことから、取得価額の全額を償却資産の申告対象にすることになります。

※4 **中小企業者等の少額資産の損金算入の特例**（取得価額 30 万円未満）を適用した資産については、固定資産税では償却資産の申告対象になります。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付けなど、事業を営んでいる法人や個人の方で償却資産をお持ちの場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有する償却資産に関する所定の事項を申告していただくことになっています。

2 提出する書類

資産の所在する区ごとに申告書と種類別明細書を作成してください。

(1) 必ず提出していただくもの

①償却資産申告書、②種類別明細書（増加・全資産用）、③種類別明細書（減少資産用）について、次表を参考に提出してください。

なお、申告内容の確認のため、減価償却明細書（固定資産台帳）又は個人の方は青色申告決算書若しくは収支内訳書、法人の方は法人税申告書別表十六（一）・（二）・（七）の写しの提出にご協力をお願いいたします。

区分		提出書類		申告書	種類別明細書		記入上の留意事項
					増加・全資産用	減少資産用	
申告書 (紙) で提出	一般方式の方	はじめて申告をされる方	償却資産を所有している方	○	○ (全資産)		全資産を記入してください。
			償却資産を所有していない方	○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
	前年度以前に申告をされている方	ア	増加した資産がある方	○	○ (増加)		
		イ	減少した資産がある方	○		○	減少資産の資産コードを記入してください。
			上記アとイがある方	○	○ (増加)	○	減少資産の資産コードを記入してください。
			資産の増減がない方	○			備考欄に「増減なし」と記入してください。
			該当資産がない方	○			備考欄に「該当資産なし」と記入してください。
			廃業・解散・転出	○		○ <small>(資産がある場合)</small>	備考欄に、日付とその事由を記入してください。
	電算処理方式の方	○	○(全資産)		7ページを参照ください。		
電子申告	一般方式の方	○	○(増加)	○		10ページを参照ください。	
	電算処理方式の方	○	○(全資産)			10ページを参照ください。	

※ 法人の方は、決算期末から翌年1月1日までの増加・減少資産について、申告漏れがないようご留意願います。なお、商号変更、合併等があった場合には、申告書の備考欄にその旨を記入いただくとともに事実のわかる書類を添付してください。

(2) 非課税及び特例対象資産がある方のみ提出していただくもの

ア 非課税となる償却資産

・固定資産税（償却資産）非課税申告書 ・非課税内容に係る確認資料

イ 課税標準の特例が適用される償却資産

・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書 ・特例内容に係る確認資料

(3) 本人確認（番号確認、身元確認及び代理権の確認）について

千葉市では、番号法に基づき、個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。申告の際には次の本人確認資料のいずれかをお持ちください。

また、郵送の場合は、確認資料の写しを添付のうえ、ご提出をお願いします。書類の不備等により本人確認ができなかった場合は、申告書に個人番号の記載がなかったものとして取り扱います。なお、法人番号の場合には確認資料は不要です。

本人が申告書を提出する場合		代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料	確認項目	確認資料
番号確認	「個人番号カード」 「通知カード（有効なもの）」 「住民票の写し（番号付き）」等	本人の番号確認	「本人の個人番号カード」 「本人の通知カード（有効なもの）」 「本人の住民票の写し（番号付き）」等
		代理人の身元確認	「代理人の税理士証票」 「代理人の個人番号カード」 「代理人の運転免許証」等
身元確認	「個人番号カード」 「運転免許証」 「パスポート」 「プレプリント申告書※」等	代理権の確認	「税理代理権限証書」 「委任状」 「プレプリント申告書※」等

※ プレプリント申告書

千葉市から送付された、氏名、住所（住民登録地）が印字された償却資産申告書又は償却資産の申告について（ハガキ）のことをいいます。プレプリント申告書を使用して申告を行わない場合であっても、確認資料となりますので、添付のうえ提出をお願いします。

千葉市がすでに有効に個人番号を取得できている方については、プレプリント申告書の「個人番号又は法人番号欄」に＊を印字しています。＊が印字されている方につきましては、申告書をご提出の際に個人番号の記載を省略していただいても差し支えありません。

ただし、マイナンバー（個人番号・法人番号）は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、申告書へマイナンバーのご記載を頂ける方は、個人番号又は法人番号欄（＊が印字されている方は備考欄）に記入のうえ、本人確認書類の写しを添付し、申告書のご提出をお願いします。

3 電算処理方式により申告をされる方（全資産申告）

電算処理方式により申告される方は、賦課期日（1月1日）現在千葉市内に所有するすべての資産について、区ごとに申告してください。

償却資産申告書	<ul style="list-style-type: none"> ①総務省令で定める第26号様式により、記載事項を記入してください。 ②所有者コード、評価額（ホ）、決定価格（ヘ）、課税標準額（ト）欄について必ず記入してください。 ③所有者コード欄には、千葉市から送付しました「償却資産申告のお知らせ（ハガキ）」表面に記載の、所有者コード11桁を記入してください。 ※「ハガキ」は、申告書に添付してご提出ください。
種類別明細書	<ul style="list-style-type: none"> ①1月1日現在所有する全資産について、該当する全項目を記入してください。（資産の種類ごとに区分して合計額を記入してください。） ②課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記入してください。なお、特例適用資産を複数所有する場合には、特例ごとの集計表を別途作成し、併せて提出してください。 ③耐用年数省令の改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、摘要欄に改正年、改正前の耐用年数を記入してください。

4 提出期限

令和6年1月31日(水) です。

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、電子申告（eL T A X）のご利用（10ページをご参照ください）と早期提出にご協力をお願いします。

5 提出先及び問い合わせ先

千葉市東部市税事務所 法人課 償却資産班 〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1（若葉区役所内） TEL 043-233-8146 受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

※1 各区役所の市税出張所及び西部市税事務所資産税課でも、提出のみ受け付けていますが、申告相談は出来ませんのでご了承ください。

※2 郵送でも提出ができます。

その際は、**裏表紙下部の住所・宛名欄**を切り取って宛先としてご利用ください。

なお、**申告書の控え（受領印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**

Ⅲ 資産の不申告や申告漏れなどについて

1 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

(1) 正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第368条、第386条及び千葉市市税条例第49条の規定により過料等が科されることがあります。

なお、不申告の方には、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を把握させていただくことがあります。（地方税法第354条の2）

(2) 再三にわたる申告依頼に応じて頂けない場合には、(1)で把握した償却資産の内容を基に賦課決定することがあります。

(3) 虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

2 調査協力をお願い

千葉市では、皆様から提出いただいた償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、電話又は文書でのお問い合わせ、資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。

また、調査等に伴い、償却資産の申告内容の誤りや申告漏れが判明した場合は、修正申告をお願いすることがありますので、ご了承ください。

なお、その場合の課税は、**資産の取得年の翌年度まで遡及**（地方税法第17条の5第5項の規定により、原則として**最大5年度分**）**することになります**のでご承知ください。

IV 非課税、課税標準の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税が非課税になります。

- (1) 該当する資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）非課税申告書」に必要事項を記入し、非課税内容にかかる確認資料（非課税に該当することが分かるカタログ、仕様書、特定施設設置届出書等の写し）とともにご提出ください。
- (2) なお、「償却資産申告書」については、「10 非課税該当資産」欄の「有」に○印を付し、「種類別明細書」の摘要欄に「**非課税**」と朱書きし適用条項を記入してください。

2 課税標準の特例の適用

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2、15条の3、56条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

- (1) 該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書」に必要事項を記入し、特例資産にかかる確認資料（課税標準の特例に該当することが分かる書類の写し、下表確認書類欄を参照）とともにご提出ください。
- (2) なお、「償却資産申告書」については、「11 課税標準の特例」欄の「有」に○印を付し、「種類別明細書」の摘要欄に「**特例**」と朱書きし適用条項を記入してください。

【令和6年度の主な変更事項】

○先端設備等認定設備に対する課税標準の特例（地方税法附則第15条第45項）が新設

中小事業者等が、適用期間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）内に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額が3年間、2分の1に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間にわたって3分の1に軽減されます。対象設備及び添付書類については以下の通りです。

対象設備	区分	機械及び装置	工具 (測定・検査)	器具及び備品	建物附属設備
	価額(1台1基)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
	投資利益率	年平均5%以上			
	取得年月日	令和5年4月1日～令和7年3月31日			
添付書類	固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書に次の書類を添付のうえ、申告書と併せてご提出ください。 ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・先端設備等導入計画の申請書の写し ・投資計画に関する確認書の写し ・（賃上げ方針を表明した場合）従業員へ賃上げを表明したことを証する書面の写し ・（リースの場合）リース事業協会が確認した軽減額計算書、リース契約書の写し ・課税標準の特例（先端設備等認定設備）チェックシート（千葉市HP参照）				

※ 非課税及び課税標準の特例の詳細については、東部市税事務所法人課償却資産班にお問い合わせいただくか、千葉市ホームページをご参照ください。

千葉市 償却資産 特例非課税 [検索](#)

V 電子申告（e L T A X）について

1 電子申告（e L T A X）

固定資産税（償却資産）の申告手続きが、地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用して、自宅や会社のパソコンから行えます。

詳しくは、e L T A Xホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

2 電子申告における申告区分

電子申告をする際、地方税ポータルシステム（e L T A X）における「申告区分」は、それぞれ下表の申告方式に対応しています。

電子申告における「申告区分」		申告方式	備考
ア	増加資産／減少資産申告	一般方式	前年中に増加又は減少した資産（初めて申告をする場合は全資産）を申告してください。
イ	修正増加資産／減少資産申告	一般方式	同上 （ただし、同一年度について2回目以降の申告をする場合に限りです。）
ウ	全資産申告（電算処理分）	電算処理方式	賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産を、評価額等を計算したうえで申告してください。
エ	修正全資産申告（電算処理分）	電算処理方式	同上 （ただし、同一年度について2回目以降の申告をする場合に限りです。）

※1 申告方式（一般方式・電算処理方式）の提出書類については、6ページの「2 提出する書類」の表を参考に提出してください。

※2 令和6年度に申告区分ア、イで申告された場合、令和7年度の申告のご案内は氏名、住所が印字された「償却資産申告書」又は「固定資産税（償却資産）の申告書について（ハガキ）」をお送りいたします。

※3 令和6年度に申告区分ウ、エで申告された場合、令和7年度の申告のご案内は「償却資産申告のお知らせ（ハガキ）」をお送りいたします。

VI 記 載 例

1 償却資産申告書の書き方

住所・氏名

印字の内容に変更がある場合は、朱字で抹消線を引き、正し
を記入してください。また、漢字には「ふりがな」をふってくだ
*住所の記載方法は、次のとおりです。

個人 ⇒ 住民登録地

法人 ⇒ 本店所在地

送達先 ⇒ (別途設定した場合の) 納税通知書送達先

提出年月日を記入してください。
また、括弧書きに資産の所在する
区を記載してください。

千葉市の区内での事業開

千葉市の区内で事業を
年月を記載してください。

共有で資産をお持ちの場合は、連
名で記入してください。
「備考」欄に共有者の方の住所、氏
名、持分割合を記入してください。

前年前までに取得したもの(イ)

令和5年1月1日以前に取得した資産
の取得価額の合計額を種類別に記載して
ください。

『令和5年度償却資産申告書』
の取得価額「計(イ) - (ロ) + (ハ)」の
欄の額と同じです。

前年中に減少したもの(ロ)

令和5年1月2日から令和6年1月1日
までに減少した資産の取得価額の合計額
を種類別に記載してください。

この欄の合計額は『種類別明細書』
(減少資産用)の取得価額の合計額と
同じです。

*はじめて申告される方はこの欄を記載
する必要はありません。

前年中に取得したもの(ハ)

令和5年1月2日から令和6年1月1日
までに取得した資産の取得価額の合計額
を資産の種類別に記載してください。

この欄の合計額は『種類別明細書』
(増加資産用)の取得価額の合計額と
同じです。

*はじめて申告される方は、全資産をこ
の欄に記載してください。

令和6年1月19日
受付印 千葉市長(中央 区分)

〒260-0026
ちばしちゅうおうくちばみなと
千葉市中央区千葉港1-1
(電話 043-123-4567)

2氏名
株式会社千葉食堂
代表取締役 千葉一郎
(屋号) チバレストラン

資産の種類	取得価額		
	前年前までに取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1 構築物	4000000	2000000	5000000
2 機械及び装置	3500000		
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品	3800000	970000	1510000
7 合計	11300000	2970000	6510000

※市税事務所処理欄			資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)
現年	新規	資産なし	1 構築物		
	増加	減少	2 機械及び装置		
過年	削除	増減なし	3 船舶		
	増加	減少	4 航空機		
逆連			5 車両及び運搬具		
送付先			6 工具・器具及び備品		
増加明細			7 合計		
減少明細					

番号確認 身元確認 代理権限

電算処理方式により申告をされる方以外は記載不要です。

*電算処理方式により申告をされる方は、7ページをご参照ください。

所有者コード

貴社（貴殿）作成の償却資産申告書を提出する場合は、所有者コードを必ず記入してください。

個人番号又は法人番号

申告書にマイナンバーのご記載を頂ける方は、個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）を記入（*が印字されている方は備考欄）のうえ、本人確認書類（7ページ（3））を添付してください。

事業種目

事業種目を具体的に記載してください。（例えば 美容業、自動車販売業等）
また、法人にあっては、資本金又は出資金の金額も記載してください。

8から14までの項目

該当する方を○で囲んでください。
8から12までが有の場合は、次の書類の添付をお願いします。
8：国税局長の承認を受けたことを証する書類の写し
9：税務署長への届出書の写し
10：固定資産税（償却資産）非課税申告書及び確認書類
11：固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書及び確認書類
12：特別償却又は圧縮前の取得価額のわかるもの

千葉市の区内における事業所等資産の所在地

申告先の同一区内における事業所等資産の所在地を記載してください。
また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれ所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。所在地の数が3か所を超える場合は、「備考」欄に記載するか、別用紙（様式自由）に記載して添付してください。
事業所等資産の所在地が1か所だけで、その所在地が「住所（又は納税通知書送付先）」の記載内容と同一の場合は、本欄を記載する必要はありません。

備考

次のような事項を記載してください。
①「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称
②前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月及び旧住所、旧氏名又は旧名称
③納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
④申告する資産がない場合又は資産の増減がない場合は、その旨
⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

い内容
さい。

始年月
開始した

償却資産課税台帳

※ 帳票	※ 所有者コード	※ 区
1 2	7 12345678901	1
3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認
4 事業種目 (資本金等の額)	飲食業 (10 百万円)	9 増加償却の届出
5 千葉市の区内での事業開始年月	S51年 5月 決算期 62 3月	10 非課税該当資産
6 この申告に 応答する者 の係及び名	64 経理係 千葉花子 (電話043-123-4567)	11 課税標準の特例
7 税理士等 の氏名	177 花見川 太郎 (電話043-765-4321)	12 特別償却 又は圧縮記帳
計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)	15 千葉市の区 内における 事業所等資 産の所在地	13 税務会計上の 償却方法
70000000	① 中央区千葉港1-1	14 青色申告
35000000	② 中央区中央3-10-8	
	③	
43400000	16 借用資産	
148400000	貸主の名称、住所、電話番号等 株式会社 幕張リース 千葉市花見川区幕張町7-1-2 043-000-0000	
※ 課税標準額(ト)	17 事業所用家屋の所有区分	298 自己所有・借家
	18 備考(添付書類等)	
	1. 法人名変更 旧法人名：株式会社 千葉 変更年月：令和5年6月	
	2. 申告書の送付先 千葉市稲毛区穴川4-12-1 株式会社 千葉食堂 総務部	

借用資産

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。有の場合は、貸主の名称等を記載してください。

※印の欄は記載の必要はありません。

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

次の資産を記載してください。

- (1) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産
- (2) 令和5年1月1日以前に取得した資産で新たに申告することとなった資産（移動、申告もれ等）
- (3) はじめて申告される方は、令和6年1月1日現在の全資産

所有者コード

『償却資産申告書』の「所有者コード」の欄に印字されている数字を転記してください。

なお、所有者コードが印字されていない方は記載する必要はありません。

資産の種類

資産の種類ごとに番号を記載してください。

番号	資産の種類
1	構 築 物
2	機 械 及 び 装 置
3	船 舶
4	航 空 機
5	車 両 及 び 運 搬 具
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品

なお、償却資産に該当する建物附属設備については、「構築物」に含めて記載してください。

区コード

資産の所在する区域の行政区コードを記載してください。

なお、行政区コードが不明な資産がある場合は裏表紙の東部市税事務所法人課償却資産班にお問い合わせください。

コード	区 名
1	中 央 区
2	花 見 川 区
3	稲 毛 区
4	若 葉 区
5	緑 区
6	美 浜 区

申告年度「6」を記載してください。

令和 6 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 帳票 3	※ 資産の種類 1	※ 所有者コード 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1		資産コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額	
		年号 73	年				月				
01	1			1	駐 車 場 舗 装	1	5	0	5	04	
02											
03	6	1		1	1 テレビ	1	5	0	5	08	
04	6	1		2	2 看板	1	5	0	5	03	
05	6	1		3	3 自動販売機	1	5	0	5	09	
06	6	1		4	4 レジスター	1	4	2	8	11	
07	6	1		5	5 クーラー	1	5	0	1	06	
08											
09	6	10	0,0,1,2,5	1	パソコン	1	4	2	9	04	
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小 計						7					

1 構 築 物 3 船 舶 5 車 両 及 び 運 搬 具
2 機 械 及 び 装 置 4 航 空 機 6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品

3 昭 和 4 平 成 5

取得価額

当該資産の取得価額を記載してください。

（取得価額とは償却資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費を含む）です）

圧縮記帳については、5ページをご覧ください。

資産コード

種類別に1から番号をつけてください。
(これは仮番号です。)

資産の名称等

資産の名称及び規格等を具体的に漢字、平仮名、カタカナ、アルファベット、算用数字で記載してください。
また、濁点・半濁点は1文字とし、22字を超える長い名称は22字以内に収めてください。

数量

資産の数量、個数又は台数を記載してください。

取得年月

資産を実際に取得した年月(自家製の物は、製作した年月)を記載してください。

番号	年	号
3	昭	和
4	平	成
5	令	和

所有者名

氏名又は名称を記載してください。
また、この『種類別明細書(増加資産・全資産用)』について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

増加事由

該当する事由に○印を付けてください。

番号	事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入
4	その他

摘要

該当資産について、次のような事項を記載してください。

- ①非課税資産又は課税標準の特例がある資産については、その旨と適用条項
- ②短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
- ③中古資産の見積耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
- ④増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
- ⑤所在地の区以外から移動して受け入れた資産については、その旨の表示
- ⑥その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項

○「摘要」欄に書ききれない場合は、別用紙(様式自由)に記載してください。

全資産用)

所有者名		枚のうち		枚目		課税標準の特例		課税標準額		増加事由		摘要	
株式会社 千葉食堂		1		1		率		額		①②③④			
5000000	1.0	0.0											
210000	0.5	0.0											
200000	0.3	0.0											
450000	0.5	0.0											
350000	0.5	0.0											
300000	0.6	0.0											
		0.4											
6510000													

これらの欄は記載の必要はありません
電算処理方式により申告される方は必要事項を記載してください

耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によってはその耐用年数を記載してください。

耐用年数の変更があった場合には、その資産の資産コード(「償却資産種類別明細書」に記載してあります)を記載し、摘要欄に耐用年数の変更があった旨を記載してください。

ただし、記入誤りによる耐用年数の変更は「記入誤り(○年→×年)」と記載してください。

3 種類別明細書（減少資産用）の書き方

- (1) はじめて申告される方には、この用紙は送られません。
- (2) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に減少した資産を記載してください。
- (3) 減少資産とは、減価償却を売却、滅失、移動等によって形状がなくなったものをいいます。簿外資産や耐用年数の経過した資産であっても事業に使用することができる場合は減少資産に該当しません。

所有者コード

『償却資産申告書』の「所有者コード」の欄に印字されている数字を転記してください。

なお、所有者コードが印字されていない方は記載する必要はありません。

申告年度「6」を記載してください。

資産の種類
区コード
抹消コード
資産の名称等
数量
取得年月
取得価額
耐用年数

前年度までに申告していただいた償却資産について印字された『償却資産種類別明細書』をお送りしましたので、その中から前年中に減少した資産がある場合には、記載されている左記の内容を転記してください。

なお、一部減少の資産がある場合には「減少の事由及び区分」欄の書き方を御覧ください。

⑩抹消コードは、『償却資産種類別明細書』の「資産コード」を記載してください。

令和 6 年度 種類別明細書（減少）

※ 帳票		※ 所有者コード													
2	2	1,2345678901		行	区			数	取得年月						
				番	コード	抹消コード	資産の名称等	量	年	年	月	月	日	日	取得
				号	29	30		38	41	46	46	46	46	46	取得
01	1	10000001	駐	車	場	舗	装	1	4	0	9	0	5		2
02															
03	6	1000015	ク	ー	ラ	ー		1	4	1	0	1	0		
04	6	1000018	テ	レ	ビ			1	4	1	1	0	8		
05	6	1000021	シ	ョ	ー	ケ	ー	ス	1	4	1	0	9		
06	6	1000026	自	動	販	売	機		1	4	1	4	0	6	
07	6	1000030	レ	ジ	ス	タ	ー		1	5	0	4	1		
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

小 計 6 2

1 構 築 物 3 船 船 5 車両及び運搬具
2 機械及び装置 4 航 空 機 6 工具、器具及び備品

3 昭和 4 平成 5 令和

所有者名

氏名又は名称を記載してください。
また、この『種類別明細書(減少資産用)』について、3枚のうち2枚目というようにページ数を付けてください。

申告年度

記載の必要はありません。

資産用)

所 有 者 名		1	枚のうち				
株式会社 千葉食堂		1	枚目				
価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要
			1 売却 3 移動	2 減失 4 その他	1 全部 2 一部		
000,000	1.0		1・ <input checked="" type="radio"/> ・3・4		<input checked="" type="radio"/> ・2		
			1・2・3・4		1・2		
120,000	0.6		1・ <input checked="" type="radio"/> ・3・4		<input checked="" type="radio"/> ・2		
100,000	0.5		1・ <input checked="" type="radio"/> ・3・4		<input checked="" type="radio"/> ・2		
200,000	0.8		1・ <input checked="" type="radio"/> ・3・4		1・ <input checked="" type="radio"/>	600,000 (3台)のうち200,000 (1台) 廃棄	
300,000	0.5		1・2・ <input checked="" type="radio"/> ・4		<input checked="" type="radio"/> ・2	R5年8月鎌取店(緑区)へ移動	
250,000	0.5		<input checked="" type="radio"/> ・2・3・4		<input checked="" type="radio"/> ・2	R5年7月桜木食品に売却	
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
			1・2・3・4		1・2		
970,000							

第二十八号様式別表二(提出用)

減少の事由及び区分

該当する事由に○印を付けてください。

1. 減少の事由

番号	事 由
1	売 却
2	減 失
3	移 動
4	そ の 他

2. 減少の区分

番号	事 由
1	全 部
2	一 部

※一部減少の取得価額について

所有資産のうち、一部が減少した場合は、実際に減少した数量と取得価額を記載してください。

(例：1台200,000円のショーケース
3台のうち、1台を廃棄した場合
数量欄=1
取得価額欄=200,000)

また、「摘要」欄にもその旨を記載してください。

摘 要

次のような事項を記載してください。
①該当資産の減少した事由が減失以外の場合には、それぞれの内容を記載してください。

- 売 却…売却先の名称等
- 移 動…受け入れ先の名称等
- その他…減少事由等

②その減少区分が「一部」に該当する資産がある場合には、その内容を記載してください。

(例：600,000 (3台)のうち
200,000 (1台) 廃棄)

③その他該当資産が減少したことについて必要な事項を記載してください。

Ⅶ 償却資産の評価について

1 評価額の算出方法

固定資産税の償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - 減価率 ÷ 2) ※1※2
前年前に取得した資産	前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※1 初年度の評価額は、取得月にかかわらず減価率の1/2（半年分）として算出します。

※2 減価率 ÷ 2は、小数点以下第4位を四捨五入します。

※3 **評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額になります。**

【計算例】 取得価額：2,000,000円、取得年XX年4月、耐用年数3年 の資産の場合

課税年度	評 価 額
XX年 +1年度	2,000,000 × (1 - 0.536 × 1/2) = 1,464,000
XX年 +2年度	1,464,000 × (1 - 0.536) = 679,296
XX年 +3年度	679,296 × (1 - 0.536) = 315,193
XX年 +4年度	315,193 × (1 - 0.536) = 146,249
XX年 +5年度	146,249 × (1 - 0.536) = 67,859 (2,000,000 × 5% = 100,000) 100,000 (残存価額5%)

5年度目の評価額は取得価額の5%未満になりますので、以降の評価額は5%の100,000円となります。

2 課税標準

一の区の区域内に所在する資産の評価額の合計（区ごとの合計）が、課税標準額となります。なお、課税標準の特例（9ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に特例の率を乗じて得られた額を基に課税標準額を算出します。

免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

3 税額の算出方法

税率は **1.4%** です。

課税標準額の合計（1,000円未満切捨） × 1.4% = 税額（100円未満切捨）

例えば、課税標準額が2,567,890円の場合は、税額は35,900円になります。

2,567,000円 × 1.4% = (35,938円) 35,900円

(1,000円未満切捨て)

(100円未満切捨て)

4 納期

年税額は、通常年4回（4月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただきます。

なお、納税通知書は、4月上旬に郵送します。

《参考》 減価率及び減価残存率表

耐用年数	耐用年数に 応ずる旧定 率法による 減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に 応ずる旧定 率法による 減価率	減価残存率	
		前年中に取 得した資産 1-減価率/2	前年前に取 得した資産 1-減価率			前年中に取 得した資産 1-減価率/2	前年前に取 得した資産 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	35	0.064	0.968	0.936
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955
18	0.120	0.940	0.880	60	0.038	0.981	0.962

※ 耐用年数省令の改正に係る資産の申告について

平成 20 年度税制改正において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正が行われ、法定耐用年数の見直し及び機械・装置については資産区分の大幅な見直しがありました。

平成 21 年度以後の固定資産税（償却資産）の申告に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ① 改正後の耐用年数は平成 21 年度分から適用されます。したがって、平成 20 年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率、平成 21 年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して算出することになります。
- ② 法定耐用年数の見直しがあった資産については、種類別明細書の摘要欄に耐用年数の変更があった旨を記載してください。

納税には、安心・簡単・便利な **口座振替** をご利用ください

指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に引き落として納税する制度です。

詳しくは千葉市ホームページ

千葉市 口座振替

検索



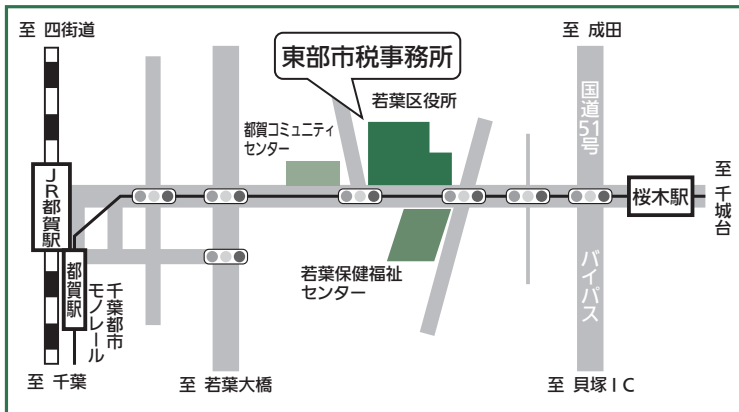
申告書の提出先及び問い合わせ先

千葉市 東部市税事務所 法人課 償却資産班

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1（若葉区役所内）

TEL 043-233-8146 FAX 043-233-8376

若葉区役所のご案内



【交通】

- ◇ JR 都賀駅下車 徒歩 10 分
- ◇ 千葉モノレール 都賀駅
又は桜木駅下車 徒歩 10 分
- ◇ バス停 若葉区役所下車
徒歩 1 分

※駐車場は大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。ご協力をお願いします。

※ 各区役所の市税出張所及び西部市税事務所資産税課でも、提出のみ受け付けております。
(市税出張所及び西部市税事務所資産税課では、ご相談は出来ませんのでご了承ください。)

◆ ご提出書類チェックリスト ◆

提出される前に確認をお願いします。

チェック

- 所有者コードは記入されていますか
 - 個人番号又は法人番号は記入されていますか
 - 増加資産の耐用年数は記入されていますか
 - 増加資産の増加事由（1～4）は記入されていますか
 - 減少資産の各欄（資産の種類～減少の事由）の記入漏れはありませんか
 - 申告対象外の資産（ソフトウェア、自動車税の対象自動車等）は除いていますか
 - 非課税資産を所有の場合、固定資産税（償却資産）非課税申告書及び非課税内容に係る確認資料
 - 課税標準の特例適用資産を所有の場合、固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用届出書及び特例内容に係る確認資料
- ※ 申告内容の確認のため、減価償却明細書（固定資産台帳）又は個人の方は青色申告決算書若しくは収支内訳書、法人の方は法人税申告書別表十六（一）・（二）・（七）の写しの提出にご協力をお願いします。

※ 償却資産申告書ご提出先（切り取って「宛名」としてご利用ください。）

〒264-8582 千葉市若葉区桜木北2-1-1（若葉区役所内）

千葉市東部市税事務所 法人課 償却資産班 行

（この封筒に入っている申告書の区名に○印を付けてください。）
中央 花見川 稲毛 若葉 緑 美浜